

2012年10月5日
日 本 銀 行

成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の実施について

成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）については、貸付利率として米ドルの6か月物LIBOR（英国銀行協会が公表するLondon InterBank Offered Rate）を適用することとしていますが、本年8月9日に、LIBORの改革を巡り関係者の中で議論が行われている情勢であることに鑑み、第1期貸付の実施日をいったん延期しました^(注)。

その後のLIBORの改革に向けた議論の進展を踏まえ、今般、第1期貸付を、本年10月中に実施することとしましたので、お知らせします。また、第2期貸付については、対象先からの個別投融资の確認依頼を予定どおり本年10月17日まで受付けただうえで、11月末から12月初に実施することとしましたので、あわせてお知らせします。第1期および第2期の具体的なスケジュールについては、実務上の準備が整い次第、改めて、公表します。

(注) 8月9日付「成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の第1期貸付の実施延期について」を参照。

以 上

<本件照会先>

企画局 菅野 (03-3277-2800)
福田 (03-3277-3768)